

# オツと通信



暮らしの  
かわら版

定期購入は「返品」だけでは  
**解約**できません!



\*「1回だけのつもりで注文したら2回目の商品が届いた」「不要なので返品したのに代金を請求された」といった相談が寄せられています。返品や解約にはルールがあります。一方的に返品するのはやめましょう。

## ひとこと 助言

- 広告に「初回特別価格」「お試し」等の記載があったら、定期購入の可能性がります。よく内容を確認し、ネット通販の場合は「最終確認画面」をスクリーンショットなどで保存しましょう。
- 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。解約や返品は事業者が定めたルールに従う必要があります。注文する前に、解約条件や返品に関する規約をよく確認しましょう。
- 解約の電話窓口がつかない場合でも、根気強く電話をしましょう。それでもつながらなければ、メールなど別の連絡手段で事業者に解約の意思を伝えましょう。

通信販売に関するトラブルで困った時は

**消費生活センター(03-5604-7055)にご相談ください。**